

## 副 本

平成26年(ワ)第9825号 安倍首相靖國神社参拝違憲確認等請求事件

原 告 閣千枝子外

被 告 靖國神社外2名

## 答 弁 書

平成26年9月22日

東京地方裁判所民事第6部合議A係 御中

(送達場所) 東京都中央区銀座6丁目5番13号

〒104-0061 CSSビルディングIII 7階

ふじ合同法律事務所

電話 03-5568-1616

FAX 03-5568-1617

被告宗教法人靖國神社訴訟代理人

弁護士

岩渕 正



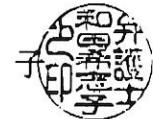
同(主担当)

竹野 下喜



同

和田 希志



同

岩渕 正



同

松永 晓



## 第1 請求の趣旨に対する答弁

### 1 請求の趣旨 2 項及び 4 項に対する本案前の答弁

- (1) 被告宗教法人靖國神社（以下「被告靖國神社」という。なお、宗教施設としての靖國神社を指す場合は「靖國神社」という。）に対する請求の趣旨 2 項及び 4 項の各訴えを却下する
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする  
との判決を求める。

### 2 本案前の答弁の理由

(1) 原告らが請求の趣旨 2 項で差止めを求めてているのは、「内閣総理大臣としての参拝」を受け入れることであるが、被告靖國神社にとってみれば、参拝行為の外観上から「内閣総理大臣としての参拝」とそれ以外の参拝との区別をすることは困難であるから、自らその区別を行うことはできないといわざるを得ない。また、被告安倍晋三（以下「被告安倍」という。）に対する請求の趣旨 1 項によって、原告らの意図する被告安倍の「内閣総理大臣としての参拝」差止めの目的は達せられるから、それに加えて被告靖國神社に対して請求の趣旨 2 項の差止めを求める必要性はないことが明らかである。

したがって、原告らの被告靖國神社に対する差止請求は、被告靖國神社のとるべき作為ないし不作為の内容が特定されておらず、また、それ自体から差止めの必要性がないことが明らかであるから、不適法として却下を免れない。

(2) 原告関千枝子及び原告李熙子が請求の趣旨 4 項で求めているのは、平成 25 年 1 月 26 日に被告安倍が行った靖國神社の参拝（以下「本件参拝」という。）の違憲確認であるところ、本件参拝は、過去の事実であり、同原告らと被告靖國神社との間で確認されるべき現在の権利関係・法律関係ではない。また、同原告らは、請求の趣旨 5 項で、本件参拝が違憲であることを前

提として損害賠償を請求しているが、本件参拝が違憲であることは損害賠償請求の発生要件の一つとして構成されており、損害賠償請求の発生要件の審査の段階で本件参拝が違憲かどうかの判断が必要であれば、その判断がされることになる。

したがって、被告靖國神社に対する請求の趣旨 4 項の確認請求は、確認の利益がないことが明らかであるから、不適法として却下を免れない。

### 3 本案に対する答弁

- (1) 原告らの被告靖國神社に対する各請求をいずれも棄却する
  - (2) 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

なお、請求の趣旨 5 項について仮執行の宣言を付することは相当ではないが、仮に仮執行宣告を付する場合には、担保を条件とする仮執行免脱宣言を求める。

## 第2 請求の原因に対する認否

### 1 はじめに

本件は、平成 25 年 12 月 26 日に被告安倍が本件参拝を行い、被告靖國神社がこれを受け入れたこと（以下「本件参拝受入」という。）により、原告らの権利を侵害されたとして、損害賠償を請求するほか、将来の参拝及び参拝の受入の差止め並びに本件参拝及び本件参拝受入が違憲であることの確認を求める訴訟である。

以下で認否するとおり、本件参拝及び本件参拝受入の客観的な事実については概ね争いはなく、本件の中心的な争点は、本件参拝及び本件参拝受入によって原告らの権利が侵害されたかどうかの法的評価の問題である。

然るに、原告らは、訴状において、原告らの請求を基礎付ける事実の主張にとどまらず、被告靖國神社の沿革や役割並びに被告安倍の掲げる政策や政治姿

勢に対する意見・批判を詳細に展開している。

そこで、被告靖國神社としては、原告らの請求を基礎付ける事実の主張についてのみ認否し、それ以外の事実や意見・批判については認否しない。

## 2 「第1 当事者」について

### (1) 「1 原告ら」について

不知。ただし、原告らが本件参拝及び本件参拝受入により権利を侵害された旨の主張は争う。

### (2) 「2 被告靖國神社」について

第1段落は認める。ただし、宗教法人「靖國神社」規則第3条の表記は、「安國」、「国事」ではなく、「安國」、「國事」である。

第2段落及び第3段落は、原告らの被告靖國神社に対する主観的な評価であり、知らないし争う。

### (3) 「3 被告安倍晋三」について

本件参拝より前に、被告安倍が内閣総理大臣の地位にある期間において、靖國神社を参拝したことがなかったことは認め、その余は不知。

### (4) 「4 被告国」について

靖國神社の創建や戦前における運営に被告国が関与していたこと、被告靖國神社が戦後の一定の時期まで被告国から戦没者に係る情報の提供を受けていたこと、内閣総理大臣や閣僚その他の国會議員が靖國神社を参拝してきたことは認めるが、その余は不知。

## 3 「第5 被告安倍の靖國神社への参拝と靖國神社の協力行為」について

### (1) 「1 本件参拝へ至る経緯」について

不知。

### (2) 「2 被告安倍の本件参拝行為」について

ア 訴状25頁の19行目から27頁の末行まで

原告らが引用する報道がされていることは不知。

イ 訴状28頁の1行目から7行目まで

被告安倍側から被告靖國神社に対し、事前に参拝する意向が伝えられたことは認める。その余は不知。

ウ 訴状28頁の8行目から19行目まで

この12行部分が本件参拝の態様等に係る具体的事實の主張であるところ、当該主張については、①被告安倍が「玉串料3万円」を支払ったこと、②二拝二拍手一拝が神道の正式な参拝作法であること、③被告安倍が本殿で玉串を差し出して参拝したことの3点を除いて、概ね認める。

①については、被告安倍が「玉串料3万円」を支払った事実はないので否認する。なお、被告安倍が本件参拝に関連して被告靖國神社に金員を奉納した事実はあるが、その名目及び金額については、被告安倍の認否をみた上で、明らかにするかどうかを判断するので、現時点では認否を留保する。②については、二拝二拍手一拝が神道の標準的な参拝作法であることは認めるが、正式な参拝というわけではない。③については、そのような事実はないので否認する。

なお、被告靖國神社は、被告安倍が靖國神社に到着したのは午前11時30分頃で、退出したのは11時50分頃と認識しているが、原告らの主張する到着時間及び退出時間を積極的に争うものではない。

エ 訴状28頁の20行目から30行目まで

被告安倍が本件参拝の終了後に報道期間のインタビューに応じた後に、靖國神社を退出したことは認めるが、その余は不知。なお、退出時間については、上記のとおりである。

オ 訴状28頁の31行目から29頁の4行目まで

不知。

(3) 「3 被告靖國神社の参拝受入れ」について

①被告安倍が本殿で玉串を差し出して参拝したこと、②本件参拝が終了す

るまで「人払い」を行ったこと、③被告靖國神社が本件参拝を「積極的に受け入れ、その便宜を図った」ことの3点を除いて、概ね認める。

①については、そのような事実はないので否認する。②については、当日の午前10時45分頃に昇殿参拝の受付を終了するなどして、一般の参拝客がいない状態で被告安倍に参拝してもらったが、参拝中の一般参拝客に退出を求めたようなことはない。③については、被告靖國神社としては、その参拝の趣旨に合った参拝をする者であれば、被告安倍であろうとその他の者であろうと、同じように参拝を受け入れており、本件参拝のみ「積極的に受け入れ、その便宜を図った」わけではないが、被告安倍は内閣総理大臣として厳重な警備対象者であることから、その警備に支障がないように、上記のような対応をしたものである。

(4) 「4 本件参拝への国内外の批判や反響」について  
不知。

(5) 「5 まとめ」について  
否認ないし争う。

4 「第6 本件参拝行為及び本件参拝受入行為の違憲性乃至違法性、原告らの被った損害」について

原告らの主張は争う。

5 「第7 本件参拝及び本件参拝受入行為の差止め」について  
「2 被告靖國神社の受入行為の差止め」における原告らの主張は争う。

6 「第8 違憲の確認」について  
原告らの主張は争う。

7 「第11 被告靖國神社の責任」について

(1) 「1 被告靖國神社による合祀行為」について  
戦後における合祀について、「国と靖國神社が一体となり、あるいは国の委任または格別の協力をうけて靖國神社が合祀を行っている」との主張は争

うが、その余は概ね認める。

(2) 「2 遺族による合祀取下訴訟」について

合祀の取消を求める訴訟が提起されたことは認めるが、その余の主張は否認ないし争う。なお、平成25年に提起された訴訟は係属中であるが、その余の訴訟は請求棄却判決が確定している。

(3) 「3 本件参拝の態様」について

①被告安倍が「玉串料3万円」を支払ったこと、②被告靖國神社が「人払いを行い、積極的に本件参拝を受け入れた」ことの2点を除いて、概ね認められる。

(4) 「4 共同不法行為責任」について

否認ないし争う。

(5) 「5 まとめ」について

否認ないし争う。

8 「第12 憲法判断のあり方」について

原告らの主張は争う。

### 第3 被告靖國神社の主張

小泉純一郎元総理が平成13年8月13日に行った参拝に関して、本件と同様の訴訟が複数提起されたが、最高裁平成18年6月23日第二小法廷判決（判例時報1940号122頁）は、「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加えるような性質のものではないから、他人が特定の神社に参拝することによって、自己の心情ないし宗教上の感情が害されたとし、不快の念を抱いたとしても、これを被侵害利益として、眞ちに損害賠償を求めることはできないと解するのが相当である。上告入らの主張する権利ないし利益も、上記のような心情ないし宗教上の感情と異なるものではないというべきである。このことは、内閣総理大臣の地位にある者が靖國神社を

参拝した場合においても異なるものではないから、本件参拝によって上告人らに損害賠償の対象となり得るような法的利益の侵害があったとはいえない。」と判示して、内閣総理大臣の参拝によって法的利益の侵害が認められないことを明らかにしており、この問題は既に決着済みである。

なお、原告らは、決着済みとの反論を避けるために、従前の訴訟では主張されていなかった平和的生存権等を被侵害利益として主張しているが、それらが被侵害利益にならないことを含めて、被告靖國神社の詳細な反論は追って行う予定である。

以上